

令和7年3月7日
東日本高速道路株式会社
新潟支社

E8 北陸自動車道 下り線 上越IC～柿崎IC 夜間通行止めのお知らせ 3月10日(月)夜21時から翌朝6時

NEXCO東日本新潟支社(新潟県新潟市)では、**E8** 北陸自動車道(以下「北陸道」)下り線 上越インターチェンジ(以下「IC」)から柿崎ICにおいて、のり面に逸脱した車両の引き上げ作業等のため、夜間通行止めを実施します。

お客さまには大変ご迷惑をおかけしますが、お出かけの際には時間にゆとりを持っていただきますようお願いいたします。

1. 通行止め区間

北陸道 下り線 上越IC～柿崎IC (新潟方面)



※「地理院地図(国土地理院)(<https://maps.gsi.go.jp/>)をもとに、NEXCO東日本が加工」

(2) 通行止め日時

実施日: 令和7年3月10日(月) 21時～翌朝6時

(予備日: 令和7年3月13日(木) 21時～翌朝6時)

※荒天時は、予備日に順延します。

2. 迂回路

迂回にあたっては、【別紙1】をご参照ください。

迂回により所要時間が長くなりますので、お時間にゆとりをもってお出かけください。

3. 通行止めに伴う乗継調整について

通行止めにより高速道路を一旦流出し、通行止め区間を迂回して、再流入して順方向に乗り継がれるお客さまには、ご利用区間に応じて通行料金を調整する「乗継調整」を実施します。（【別紙2】参照）

○乗継調整IC

通行止め箇所	上下	流出IC	再流入IC
【北陸道】 上越IC～ 柿崎IC	下り線 (新潟方面)	【北陸道】 上越IC・名立谷浜IC 【上信越道】 上越高田IC	【北陸道】 柿崎IC・米山IC・柏崎IC

4. 作業内容

のり面に逸脱した車両の引き上げ作業等を実施します。

5. 交通情報の入手方法について

(1) お出かけ前に入手できる道路交通情報

- ・NEXCO東日本お客さまセンター(24時間365日オペレーターが対応)
ナビダイヤル: 0570-024-024
または: 03-5308-2424
- ・NEXCO東日本 道路交通情報サイト「ドラとら」
リアルタイム情報 <https://www.drivetraffic.jp/>
工事規制情報 <https://www.drivetraffic.jp/construction-regulation>
- ・日本道路交通情報センター(JARTIC) 道路交通情報
【アドレス】 <https://www.jartic.or.jp/>
【電話番号】
全国共通ダイヤル 050-3369-6666 (携帯短縮ダイヤル#8011)
※全国どこからでも最寄りの情報センターに接続します。
新潟地方高速情報 050-3369-6765
新潟情報 050-3369-6615
- ・LINE公式アカウント「NEXCO東日本」
NEXCO東日本管内の通行止め状況などをお知らせしています。
【検索】「NEXCO東日本」で検索 【ID】 @e-nexco

【友だち登録2次元コード】



(2) 高速道路をご利用中に入手できる道路交通情報

- ・道路情報板
- ・ハイウェイラジオ(AM1620kHz)
ハイウェイラジオを放送している区間は、高速道路上の標識によりご案内しています。
- ・ハイウェイ情報ターミナル
SA・PAに設置されているモニター画面などにより、道路情報を分かりやすくお知らせします。
- ・VICS
VICS対応のカーナビゲーションなどの搭載機で、道路交通情報が入手できます。

※X(旧Twitter)の公式アカウントでも情報を配信しています。

「NEXCO東日本(新潟)」(@e_nexco_niigata)

迂回路のご案内



地理院地図(国土地理院) (<https://maps.gsi.go.jp/>)をもとに、NEXCO東日本が加工

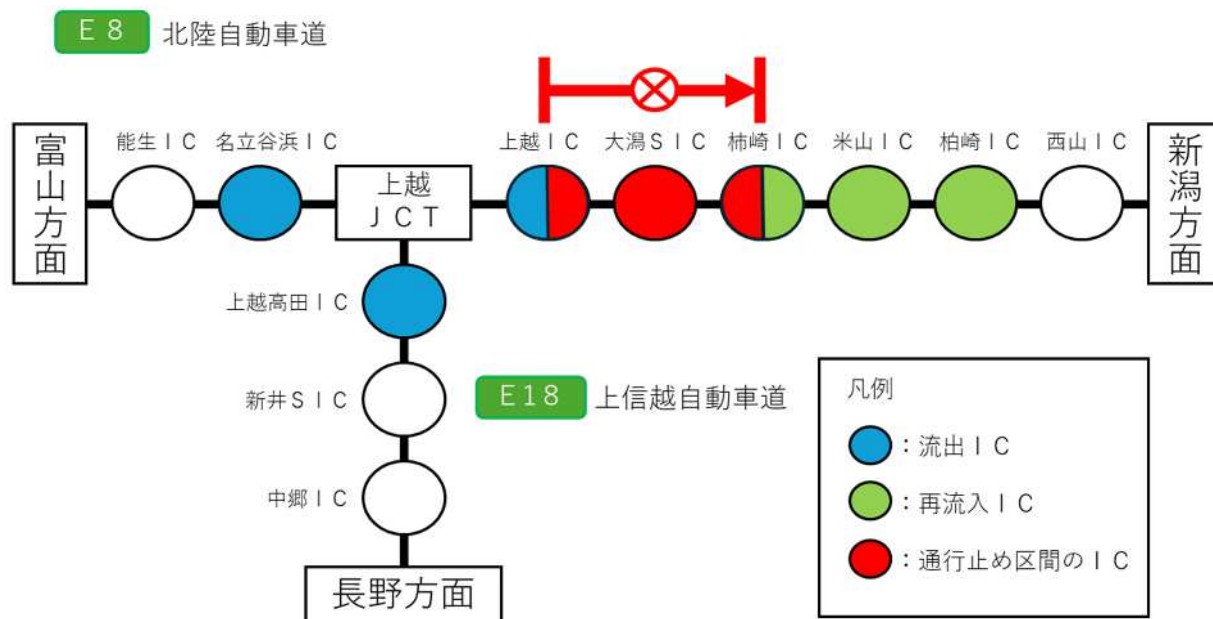
■ 迂回路比較

	経路	距離	時間
通常	上越IC⇔柿崎IC	約18.1km	約11分
一般道 迂回経路	上越IC⇔国道18号⇔国道8号⇔柿崎IC	約18.3km	約30分

乗継調整のご案内

通行止め区間：上越IC～柿崎IC(下り線)

北陸自動車道 下り線(新潟方面)をご利用の場合



◆乗継調整のご利用方法

《ETCのお客さま》

- ETCをご利用のお客さまは、流出ICを無線走行していただき、再流入ICも無線走行をお願いします。(ETC車には「乗継証明書」は発行されません)
- 乗り継ぎされた走行を一つの走行とみなして、ETC時間帯割引を適用します。
なお、通行料金は請求時の調整となるため、料金所での料金表示器と異なる場合があります。
- 全行程で同一のETCカードを挿入して、料金所のETCレーンを通行してください。

《現金等のお客さま》

- 現金等でお支払いのお客さまは、流出ICで「乗継証明書」をお受け取りのうえ、再流入ICで「通行券」をお取りいただき、最初に料金を支払う料金所で「乗継証明書」と「通行券」をお渡してください。

《ETC・現金等のお客さま共通》

- 流出ICで流出後、通行止めが解除された場合は、順方向にある通行止め区間内のIC(流出ICを含む)から再流入されても料金調整を行います。